

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 平成20年11月13日

【事業年度】 第62期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

【会社名】 大石産業株式会社

【英訳名】 OHISHI SANGYO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中村英輝

【本店の所在の場所】 福岡県北九州市八幡東区桃園二丁目7番1号

【電話番号】 093(661)6511(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 岸井廣志

【最寄りの連絡場所】 福岡県北九州市八幡東区桃園二丁目7番1号

【電話番号】 093(661)6511(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 岸井廣志

【縦覧に供する場所】 大石産業株式会社 東京支店
(東京都中央区東日本橋三丁目4番18号 東日本橋E X ビル7階)
証券会員制法人 福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年6月27日に提出いたしました第62期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

(1)～(6)＜省略＞

(7) 株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行できるよう、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。また、株主への機動的な利益還元を行うため、中間配当について、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

（訂正後）

(1)～(6)＜省略＞

(7) 株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項

自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行できるよう、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、中間配当について、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

取締役及び監査役の実任免除

当社は、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって会社法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。